

労働者50人未満の事業者の皆様へ

「地域産業保健センター」は、労働者50人未満の職場における健康づくりをサポートしています。**(無料)**

沖縄県内5か所(那覇(南部)・中部・北部・宮古・八重山)に設置されており、産業医、保健師が労働者、事業者からの相談に対応しています。

事業主は、労働安全衛生法により、労働者の「安全・健康」を守る義務があります。

職場における健康づくりのために、「地域産業保健センター(地さんぽ)」を活用しましょう。

健康相談

(労働者の健康管理に係る相談)

- 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導
- メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導
- ストレスチェック相談・指導
- その他



意見聴取

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

- 健康診断の結果、有所見の労働者の“就業の可否”などについて、医師から意見を聞くことができます。

※事業主の義務です。



長時間労働者に対する面接指導

- 時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が面接指導を行います。



高ストレス者に対する面接指導

- ストレスチェックの結果、高ストレス者と判断された労働者に対し、医師が面接指導を行います。



■事業場訪問による産業保健指導 ※訪問支援

医師又は保健師が事業場を訪問し、事業場の労働衛生管理に関する助言・指導を行います。

【対象】訪問を希望する事業者

独立行政法人 労働者健康安全機構
沖縄産業保健総合支援センター
TEL:098-859-6175 FAX:098-859-6176



さんぽセンターおきなわ

検索



利用申し込みは裏面へ